

出水圏域慢性腎臓病（CKD）予防ネットワーク実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、健康診査等で腎臓の異常等が発見された患者を、かかりつけ医と腎臓等に関する専門医が連携して診療すること（以下「病診連携」という。）が重要であることから、出水圏域（阿久根市・出水市・長島町）で統一的な病診連携の運用が図られるよう、病診連携を運用していくための枠組み（以下「CKD予防ネットワーク」という。）を作成し、慢性腎臓病（以下「CKD」という。）の重症化の予防に努めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この事業の用語の定義は、次のとおりとする。

（1）CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）

健康診査等に携わっている全ての医師のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、市町（阿久根市、出水市又は長島町をいう。以下同じ。）の登録を受けた医師をCKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）（以下「CKDかかりつけ医」という。）とする。

（2）腎臓診療医

日本腎臓学会の認定する腎臓専門医、日本透析医学会の認定する透析専門医、日本泌尿器科学会の認定する泌尿器専門医及びそれに準ずる腎疾患を診療している医師（以下「専門医等」という。）のうち、CKD予防ネットワークの趣旨に賛同し、県、市町村、医師会等が開催するCKDに関する専門的なセミナー（以下「腎臓診療医専門セミナー」という。）を受講し、市町の登録を受けた医師とする。

（CKD予防ネットワークの流れ）

第3条 CKD予防ネットワークにおいては、原則として、市町の受診勧奨を受けた患者がCKDかかりつけ医を受診し、当該医師から腎臓診療医に紹介し、連携して診療を行うこととし、次の手順による。

（1）市町の受診勧奨

健診実施主体である市町は、健康診査等の結果により、腎機能が紹介基準（別添1）に該当する患者に対して紹介シート（別記第1号様式）を配布し、CKDかかりつけ医を受診するよう勧奨する。その際に、受診の参考となるようCKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧（別添4）を提示する。

（2）CKDかかりつけ医の診療

CKDかかりつけ医は、患者に対して必要な検査を行い、腎機能が紹介基準（別添1）に該当する患者を紹介シート（別記第1号様式）により腎臓診療医に紹介する。

（3）腎臓診療医の診療

ア 腎臓診療医は、CKDかかりつけ医から紹介のあった患者に対して、必要な検査や腎機能の評価等を行い、今後の治療方針等を返信シート（別記第3号様式）によりCKDかかりつけ医へ返信する。

イ 腎臓診療医は、腎生検施設への紹介基準（別添3）に該当する患者について、腎生検を考慮し、

必要に応じて腎生検施設へ紹介する。

ウ 腎臓診療医は、CKDかかりつけ医を経由せずに、腎臓診療医を直接受診した患者に対して、必要に応じてCKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）一覧（別添4）を提示し、CKDかかりつけ医を持つことを推奨する。

(4) CKDかかりつけ医と腎臓診療医の連携

ア CKDかかりつけ医は、腎臓診療医の治療方針等に基づき患者の治療を行うとともに、腎機能に応じて、定期的に患者を紹介シート（別記第1号様式）により腎臓診療医に再紹介するなど、腎臓診療医と連携して診療を行う。

イ CKDかかりつけ医は、急性増悪など、再紹介基準（別添2）に該当する患者を紹介シート（別記第1号様式）により随時腎臓診療医へ再紹介する。

(5) 市町への報告

ア CKDかかりつけ医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を受診報告書（別記第2号様式）により、市町へ報告する。

イ 腎臓診療医は、CKD予防ネットワークにおける患者の受診状況を経過報告書（別記第4号様式）により、毎月市町へ報告する。

（登録手続等）

第4条 登録手続等については、次のとおりとする。

(1) CKDかかりつけ医の登録手続等

ア 医師は、CKDかかりつけ医として市町の登録を受ける場合には、CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録承諾書（別記第5号様式）を市町に提出する。

イ 市町は、医師をCKDかかりつけ医として登録した場合には、CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（別記第6号様式）を交付する。

ウ CKDかかりつけ医は、登録内容に変更があった場合には、CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）変更届（別記第7号様式）を市町に提出する。

エ 登録に際し、有効期間は定めないものとする。

オ CKDかかりつけ医は、県、市町、医師会等が開催するCKDに関する研修会や説明会に参加するよう努める。

カ CKDかかりつけ医は、登録を辞退する場合には、CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）辞退届（別記第8号様式）を市町に提出するとともに、CKD予防ネットワーク登録医（かかりつけ医）登録証（別記第6号様式）を返却する。

(2) 腎臓診療医の登録手続等

ア 専門医等は、腎臓診療医として市町の登録を受ける場合には、腎臓診療医専門セミナーを受講するとともに、腎臓診療医登録承諾書（別記第9号様式）を市町に提出する。

イ 市町は、腎臓診療医専門セミナーを受講した専門医等に対し、受講修了証（別記第10号様式）を交付するとともに、腎臓診療医として登録する。

ウ 腎臓診療医は、登録内容に変更があった場合には、腎臓診療医変更届（別記第11号様式）を市町に提出する。

エ 腎臓診療医は、2年に1度腎臓診療医専門セミナーを受講するものとする。

オ 腎臓診療医は、登録を辞退する場合には、腎臓診療医辞退届（別記第12号様式）を市町に提出

する。

(CKD予防ネットワークの活用)

第5条 CKD予防ネットワークの活用については、次のとおりとする。

- (1) 県は、CKD予防ネットワークの活用・推進が図られるよう、健診実施主体である市町に対して支援を行う。
- (2) CKD予防ネットワークの活用に当たり、県及び市町は、県・地域の医師会の理解・協力を得た上で活用を進める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、出水圏域のCKD予防ネットワークの推進に必要な事項については、出水保健医療圏 糖尿病地域医療連携パス・CKD予防ネットワーク運営委員会をとおして決定するものとする。

附 則 (平成29年2月27日制定)

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日一部改正)

- 1 この要綱は、平成31年3月25日から施行する。
- 2 改正後の出水圏域慢性腎臓病（CKD）予防ネットワーク実施要綱別記第1号様式及び別記第2号様式の規定は、平成31年4月1日以後の診療に係る患者の紹介又は報告から適用し、同日前の診療に係る患者の紹介又は報告については、なお、従前の例による。